平成２５年（フ）第１０７９号
堺市北区南長尾町４丁２番４―102号、前住所堺市堺区錦綾町３丁３番６号　和泉マンション202号
債務者　仲平　　嚴
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１０７号
堺市中区深井畑山町2505番地１スリーハーブズ谷佐202号室、前住所堺市中区深井東町346―10―Ａ３、住民票上の住所大阪市生野区巽南１丁目13番24号
債務者　福本　秀二
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１２７号
堺市堺区向陵中町５丁６番19号
債務者　小玉　和子
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１７０号
堺市堺区中之町東４丁１番23号
債務者　岩村　富雄
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２５号
奈良県五條市田殿町525番地
債務者　仲山　　薫（旧姓福井・延原）
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２５年（フ）第１５５号
長崎県諫早市多良見町シーサイド１番地213、前住所長崎県諫早市貝津町1106番地４　プチメゾン貝津101号
債務者　本田　博人
1　決定年月日時　平成25年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第１５７号
長崎県大村市今村町592番地１、前住所長崎県大村市今村町590番地１
債務者　森山　光子
1　決定年月日時　平成25年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第３３１号
岩手県北上市柳原町３丁目５番21号　新開荘２号
債務者　菊池　ツメ
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３３３号
岩手県奥州市水沢区羽田町字堀ノ内９番地
債務者　及川　世子
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１９７４号
名古屋市緑区桶狭間神明2304番地　ハイツ森西102号
債務者　近藤　友紀
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７９号
愛知県稲沢市朝府町７番10―207号
債務者　大野　妙子
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第４６号
和歌山県田辺市上の山１丁目５番12号
債務者　金谷勢津子
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２５年（フ）第２７号
鹿児島県枕崎市桜木町277番地
債務者　松下　　広
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２５年（フ）第２９号
鹿児島県枕崎市妙見町52番地
債務者　板敷むつみ
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２５年（フ）第３２号
鹿児島県南さつま市坊津町坊8735番地
債務者　大迫　元一
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２５年（フ）第３８０号
函館市白鳥町13番28号
債務者　嵐田　由美
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第７１９号
仙台市若林区遠見塚１丁目22番37―２号　アベニューハイツ203
債務者　藤野　昌広
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係